

バリアフリー法及び関連施策のスパイラルアップに係る主要検討項目(案)

1. 心のバリアフリーなどソフト施策の推進に向けたあり方

- ハード面でのバリアフリー化を進める一方、ハード面の対策に加えて、ソフト対策が重要といった意見があるが、ソフト対策のあり方について、どう考えるか。(総論)

(1) 公共交通事業者など施設設置管理者におけるソフト対策の取組強化のあり方

- バリアフリー基準に適合した旅客施設や車両等について、公共交通事業者等がその機能を十分に発揮させるための施策のあり方について、どう考えるか。
- 交通結節点における高齢者、障害者等の移動の連続性に配慮した、公共交通機関の乗継時における情報提供、旅客支援等のあり方について、どう考えるか。
- ホテル等旅行時に利用する施設については、ハード整備に加え、人的支援を含むバリアフリー情報を事前に知りたいというニーズが高いため、ホテルやレストランなど、観光客等が利用する施設に関するバリアフリー情報の提供のあり方について、どう考えるか。

(2) 国民等に向けた広報啓発の取組推進のあり方

- 障害者用トイレやエレベーターなどの整備を進める一方で、これら移動等円滑化が図られた施設・設備の適正な利用を推進するための施策のあり方について、どう考えるか。特に、国、地方公共団体、国民、施設設置管理者が果たすべき役割について、どう考えるか。
- 心のバリアフリーを含めた、ハード・ソフト一体となった面的なバリアフリー化の推進に向けて、マスタープラン・基本構想制度のあり方について、どう考えるか。

2. 個別施設の更なるバリアフリー化に向けた施設設置管理者等の取組促進のあり方

- 高齢者、障害者等の移動等の円滑化を促進する観点から、現行のバリアフリー法の基準適合義務づけ対象の範囲のあり方について、どう考えるか。例えば、
 - 学校は、特別支援学級に在籍する児童生徒や通級による指導を受けている児童生徒が増加しており、また、災害時における避難所として使用されることも多いが、学校のバリアフリー化のあり方について、どう考えるか。
 - 2,000㎡未満の小規模店舗や飲食店など、バリアフリー基準への適合義務がかからない建築物のバリアフリー化のあり方について、どう考えるか。